

環^わの道^{みち}

CONTENTS

トピックス

- この夏の合言葉は「クールビズでお越し下さい！」 2
- 温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度ができました 2
- 「石綿による健康被害の救済に関する法律」が施行されました 3

特集

- アクティブレンジャー 4・5
- エトピリカ 6・7

エッセイ

- 外来種問題の基本課題 8

レンジャーノート

- ワンダグリンダ・プロジェクト♪ 9
- 大雪山を支えるパークボランティア連絡会と運営協議会 9

事業紹介

- エコロジカルでささやかな暮らし 10

Q&A 10

イベント情報 11

第3号
2006.7



この夏の合言葉は

「クールビズ」で
お越し下さい!



温室効果ガス削減のために、夏のエアコンの温度設定を28℃に。そんなオフィスで快適に過ごすため昨夏スタートしたのが「COOL BIZ(クールビズ)」です。

今後、クールビズを「夏の常識」としていくためには、さらに幅広い方々にクールビズを実践していただく必要があります。

ご自身のオフィスのみならず、地球温暖化防止の取組を共に進めていただけるビジネスパートナーの皆様にも、「クールビズでお越し下さい」と呼びかけていきましょう。

地球温暖化防止対策を
推進しております。

あなたもクールビズで
お越しください。

COOLBIZ



TOPICS

温室効果ガス排出量の 算定・報告・公表制度ができました



このたび「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、平成18年4月1日から温室効果ガスを相当程度多く排出する者(特定排出者)に毎年度、温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することが義務づけられました。

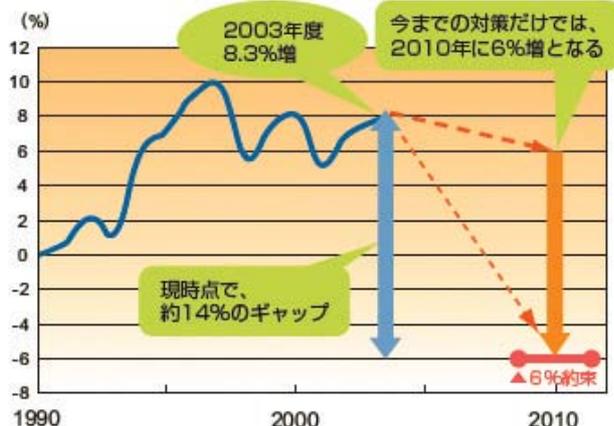
この制度のねらいとしては

①各事業者が自らの温室効果ガスの排出量を把握することで、排出抑制対策を「立案し」(PLAN)、

「実施し」(DO)、「対策の効果をチェックし」(CHECK)、「新たな対策を策定して実行」(ACTION)するというPDCAサイクルを通じた取組の推進

②算定された排出量を国が集計し、公表することにより、事業者は自らの状況を対比し、対策の見直しにつなげることが可能。また、国民各階各層の排出抑制に向けた気運の醸成、理解の増進としていきます。

環境省では、平成19年度に行われる第1回の排出量の報告の確実な実施を確保するため、本制度を広く周知することを目的として、全国各地域において説明会を実施しております。詳しくはお問い合わせください。



▲温室効果ガスの日本の排出の状況と京都議定書の約束達成のための道筋

「石綿による健康被害の救済に関する法律」 が施行されました



石綿(アスベスト)は、天然に産する繊維状鉱物で、「せきめん」、
「いしわた」と呼ばれています。石綿は、熱・酸やアルカリにも強く、
丈夫なため、これまで、建物の屋根や天井、外壁、床など、私たちの
生活の身近な場所で広く使用されてきました。

しかし、この石綿が原因の中皮腫や肺がんが多数発生しています。

こうした状況の中、石綿により健康被害を受けた人やその遺族で、
労災補償の対象とならない人の救済を図るため、「石綿による健康
被害の救済に関する法律」が平成18年3月から施行され、救済給付
や特別遺族給付金の申請の受付がはじまりました。

クロシドライト(青石綿)



▲労働調査会発行
「アスベスト関連疾患日常診療ガイド」より転載

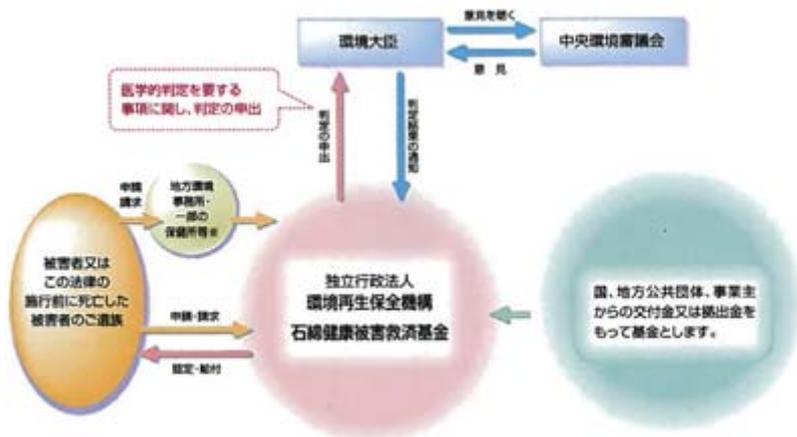
救済給付

- 救済給付の対象になるのは、次の病気です。
 - ① 中皮腫
 - ② 気管支又は肺の悪性新生物(肺がん)
- 認定の要件

中皮腫の場合:中皮腫は、ほとんどが石綿が原因で発症すると考えられていることから、中皮腫との診断があれば石綿を吸い込んだことによりかかったものと判定されます。

肺がんの場合:原発性肺がん(他の臓器から転移したものではなく、肺で発生したがん)であって、かつ、肺がんの発症リスクを2倍以上に高める量の石綿ばく露があったとみなされる場合に認定されます。

問 い 合 わ せ 先	救済給付に関する申請の受付は、環境再生保全機構(フリーダイヤル:0120-389-931)や環境省地方事務所(北海道地方環境事務所:011-251-8702)などで行っています。
-------------	---



特別遺族給付金

- 遺族給付の対象になるのは、次の病気です。
 - ① 中皮腫
 - ② 肺がん
 - ③ 石綿肺
 - ④ 良性石綿胸水
 - ⑤ びまん性胸膜肥厚

問 い 合 わ せ 先

特別遺族給付金に関する申請の受付は、労働基準監督署で行っています。最寄りの労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

重要!

石綿<アスベスト>による指定疾病にかかり、法律の施行後、認定申請を行わないでお亡くなりになった場合、救済給付は受け取ることができません。現在、石綿<アスベスト>による中皮腫や肺がんにかかっている方は、早めに申請の手続きをされることをお勧めします。

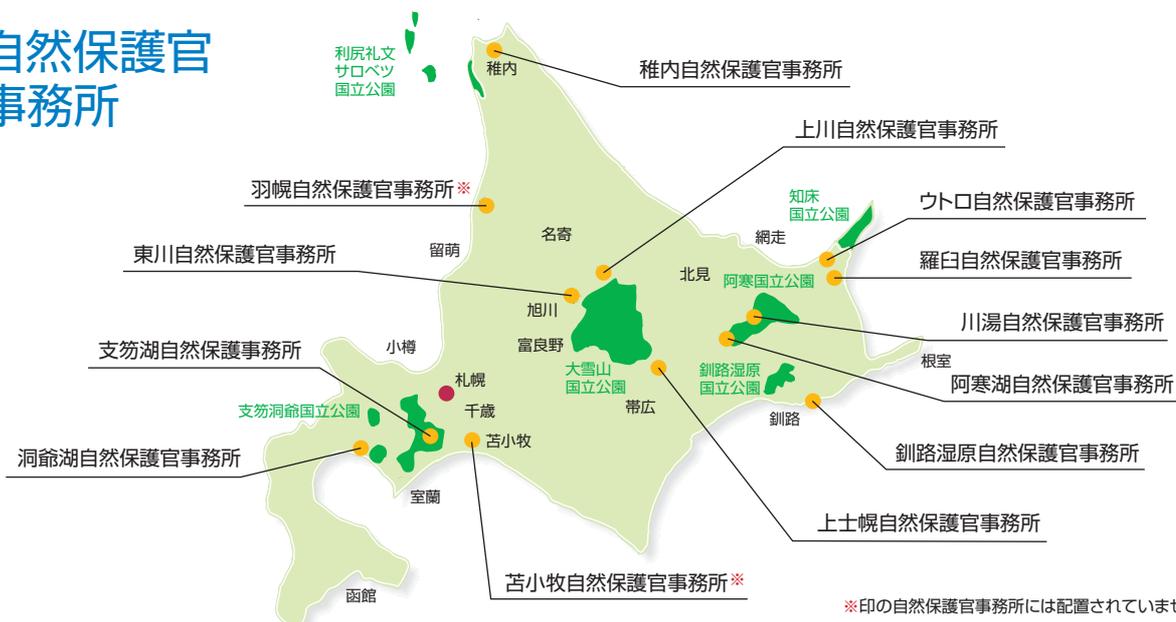
アクティブ・レンジャー制度

アクティブ・レンジャー（自然保護官補佐）は、自然保護官が行う業務を補佐し、自然保護地域内のパトロール、利用者への指導、自然解説などの現地業務や自然公園指導員等のボランティアとの連絡調整など、国立公園の現地管理体制の充実強化を図るために平成17年6月よりスタートした制度です。

18年7月1日現在、道内では15名のアクティブ・レンジャーが各国立公園内に配置されています。

アクティブ・レンジャーが自己紹介します。

自然保護官事務所



稚内自然保護官事務所
佐々木 伸宏(ささき のぶひろ)
大はタンカーから小はスワンボートまで、船ならなんでも操縦することができます。安全性は“?”がつきますが。



稚内自然保護官事務所
岡田 伸也(おかだ しんや)
夏、利尻の海は昆布漁で活気付いています。私も登山道整備や外来種除去など、島の人たちと一緒に汗を流して頑張ります。



上川自然保護官事務所
大久保 智子(おおくぼ ともこ)
多くの人を魅了する大雪山国立公園の自然環境が輝き続けるよう活動しています。趣味は動植物の観察です。声や物音、匂いがしたらキョロキョロして出所を探しています。



上川自然保護官事務所
長谷川 麻実(はせがわ あさみ)
スキー、スノーボード、ダイビング、自転車など、体を動かすことが大好きです。最近は家庭菜園にも夢中です。たくさんの人と出会い、仕事ができることが楽しみです。<7月1日付配置>



東川自然保護官事務所
山下 なつ絵(やました なつえ)
今年は知識・経験も蓄えながら、染まらずおごらず利用者の目線で環境保全に役立つ仕事が出来ればと思っています。



上士幌自然保護官事務所
石橋 仁(いしばし じん)
人が分け入れられないような厳しい自然も好きですが、家の裏庭にあるような生活臭を伴う、ほっとする里も大好きです。両方、大切ですね。上手につきあいたいものです。

集

レンジャー

▶子ども
パークレンジャーの
実施



▲登山道脇の草刈り作業



支笏湖自然保護官事務所
中村 恒男(なかむら つねお)
フットワーク(?)を活かし、自然保護官
の補佐役としてきめ細やかな管理を心
がけたいと思っています。



洞爺湖自然保護官事務所
伊藤 賢(いとう けん)
出身は神奈川の辻堂。2年のニュージー
ランド生活の後、ニセコの雪、自然に魅
せられ北海道は5年目。特技はバレーボ
ール。休日はだいたいフライフィッシ
ング、雪滑り、波乗りなど。



ウトロ自然保護官事務所
千葉 利郎(ちば としろう)
私は17年度の羅臼勤務に続いて2年目
の業務になります。昨年の経験を活かし、
知床国立公園を取り巻く問題を広い視
点で捉えて、業務に励みたいと考えてい
ます。



ウトロ自然保護官事務所
朝倉 佳文(あさくら よしふみ)
ウトロ自然保護官事務所にアクティ
ブレンジャーとして赴任しました朝倉です。
動植物と人間が好きで、山登り・
サイクリング・山スキーをやっています。



羅臼自然保護官事務所
石名坂 豪(いしなざか つよし)
大学院までトド・アザラシの研究でよく
羅臼に通ってました。シカ狩猟修行中
です(7年目)。繁殖障害以外の治療は
苦手ですが、いちおう獣医です。



川湯自然保護官事務所
林 博子(はやし ひろこ)
6月から勤務しています。山歩きと哺乳
類の痕跡調査が好きです。



阿寒湖自然保護官事務所
福井 絵美(ふくい えみ)
無数の魅力を秘めている阿寒ならでは
の自然を、未永く愛され続ける公園とな
るよう、地元の方々や関係機関と協力し
合って、パトロール業務等に励んでいき
たいと思います。



釧路湿原自然保護官事務所
磯野 満里子(いその まりこ)
この4月から釧路湿原配属となりました。
駆け足で過ぎる季節に置いていかれない
よう、湿原に通います。



釧路湿原自然保護官事務所
森永 太一(もりなが たいち)
子どもの頃から外で遊ぶのが大好きで
す。いつまでもそんな遊び場が残せる
よう頑張ります。
※シマフクロウの保護増殖事業の
人工巣箱掛け作業中。

アクティブ・レンジャー日記

北海道地方環境事務所のHP (<http://hokkaido.env.go.jp/>)では、
各国立公園内で活動するアクティブ・レンジャーの日記を掲載して
います。

HPをご覧になったご感想や、アクティブ・レンジャーへの質問など
がございましたらメールでお寄せください。皆様からの「声」をお待
ちしています。(REO-HOKKAIDO@env.go.jp)

種の保存法

国内外の絶滅のおそれのある野生生物を保護するために、平成4年に「種の保存法」が制定（平成5年4月施行）されました。

正式には「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」といい、希少野生動植物種を指定し、それらの「捕獲」「譲り渡し」「輸出入」等を規制しています。

また、同法第45条において、国内希少種として指定された種の保護増殖事業の適正かつ効果的な実施に資するため「保護増殖事業計画」を定めることが規定されており、北海道内では、エトピリカ、シマフクロウ、タンチョウ、ウミガラス、オオワシ、オジロワシ、レブンアツモリソウについて「保護増殖事業計画」を定めています。

「エトピリカ保護増殖事業計画」は平成13年11月に策定され、エトピリカの生息状況の把握・モニタリングを通じ、絶滅のおそれを軽減させるための各種事業を実施しています。

エトピリカとは

エトピリカは、北太平洋の亜寒帯地域に分布し、人間の接近を拒む離島の海に面した断崖絶壁上で繁殖する、北海道東部のユルリ島、モユルリ島、霧多布小島、大黒島などを南限とするウミスズメ科の海鳥です。

エトピリカの「エト」はアイヌ語で「くちばし」、「ピリカ」は「美しい」という意味で、雌雄同色、成鳥の夏羽は眼の上から房状の黄白色の飾り羽が垂れ下がり、非常に特徴的な姿をしており、北海道では古くは「おいらんがも」とも呼ばれていたようです。



▲ 浜辺のエトピリカ

保護の歴史

近年、生息環境の悪化により我が国における生息個体数が急激に減少しています。

このため、環境省では、平成8年度より北海道への事業委託として、チシマウガラス、エトピリカなどの海鳥に関し「希少海鳥類保護増殖計画」を策定し、モニタリング調査や生息環境の維持・改善、生息地における監視・普及啓発を実施してきました。

平成13年には「種の保存法」に基づく「エトピリカ保護増殖事業計画」が策定され、生息状況の把握、繁殖鳥誘導のためのデコイ（実物大模型）の設置、普及啓発の推進等の各種事業を実施してきました。

デコイ設置

減少したエトピリカを呼び寄せるために、平成7年から霧多布岬の小島にデコイを設置しています。

現在まで環境省と浜中町とにより、陸上デコイを計70基（成鳥67体、幼鳥3体）、海上デコイを計18基（2体1組）設置しています。陸上デコイ70基のうち15基はエトピリカ保護基金（後述）により設置され、そのうち5基は試験的に翼を広げた形のものが設置されています。

また、エトピリカの鳴き声を発する音声装置も同保護基金により設置されています。

その後のモニタリング調査では、海上デコイに対しては、エトピリカが集まり、求愛行動、疑似交尾を行う個体も確認されるなど誘因効果が確認されましたが、陸上デコイについては、翼を広げたタイプの設置も試みたものの思ったような効果は得られていません。



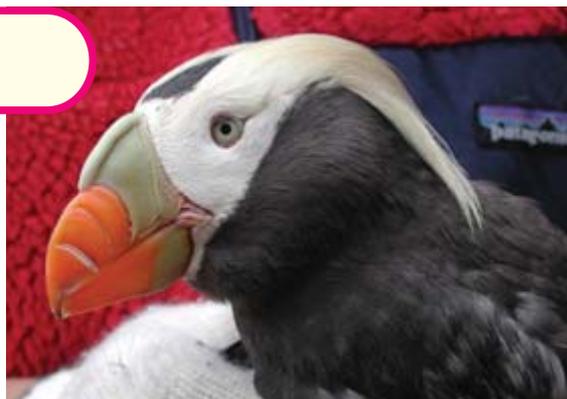
▲ 海上デコイの設置状況



▲ 陸上デコイの設置状況

集

トピリカ



▲くちばしと頭部の飾り羽が特徴的

地元の保護活動家

浜中町湯沸にて民宿「えとぴりか村」を経営している片岡義廣さんは、エトピリカの魅力に惹かれ東京から移り住んだ方ですが、平成12年度より国指定鳥獣保護区の管理員として、平成14年度からはエトピリカ保護増殖分科会検討員として活躍されています。

さらに、エトピリカの保護活動、調査、広報活動等を行うことを目的に「エトピリカ保護基金（代表：本田哲也氏）」を立ち上げ、同保護基金の事務局としても活動するなど、その知見と情熱をエトピリカの保護活動に一心に傾けられ、浜中小島へのデコイの設置や改良などにも率先して行動されています。



▲保護活動をされている片岡義廣さん

また、これまでの検討会の中でも保護海域の漁業規制の必要性を熱く語る一方、伸び悩むエトピリカの繁殖状況の打開のため、人為的導入による保護増殖の必要性を訴えるなど精力的な保護活動を展開されています。



▲エトピリカの生息場所（○はエトピリカ）

浜中漁業協同組合の協力

浜中町が初めて海上デコイを設置したのが平成10年ですが、同時期に、エトピリカが誤って混獲されるのを防ぐため、周辺海域に対する刺し網自粛の協力要請が浜中町より漁協に対して行われ、漁協からも「組合員便り」で各組合員へその旨周知されていました。

しかし、この海域は漁業資源の豊富な漁場であることから自粛の徹底には、一層の取り組みが必要でした。



▲海上デコイの漂う小島周辺海域

そのため、環境省では、浜中町と協力して漁協に理解と協力を求めてきたところ、従来からの刺し網の自粛に加え、平成18年度より、浜中漁協による保護海域での刺し網の規制が実現しました。

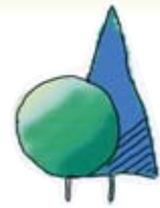
具体的には、浜中小島周辺に海上デコイの設置を行う期間（4月20日より9月30日）小島周辺の一定海域で、従来からの各種刺し網の自粛に加え、網目のサイズから最も混獲の危険が高いと思われるカレイ刺し網の禁止措置を漁業者自らが行うものです。

希少海鳥の保護増殖事業の推進に当たって画期的な取り組みと言えるでしょう。

環境省では、今後とも、地域住民や漁業者、保護活動に携わっていらっしゃる方々の御理解と御協力を得ながら、保護増殖事業の一層の発展のため努めて行きたいと考えています。

外来種問題の基本課題 —エルトンの提言—

北海道大学名誉教授 石城 謙吉



1927年に27歳でAnimal Ecology(動物生態学)を著して近代生態学の道を拓いたC.エルトンの残した名著の一つに、1958年に出版されたThe Ecology Of Invation by Animals and Plants(川那部浩哉・大沢秀行・安部琢哉訳「侵略の生態学」思索社)がある。

私がこれを読んだのは川那部さんたちの訳書が出る前の1964年、大学院生の時だった。私は目を見張る思いだった。そこには地球上に今、外来生物による「生態的爆発」が起こっており、各地の生態系に深刻な問題を起こしつつある事が多くの事例によってまざまざと記されていたからだ。それは、その直前に読んだ化学薬品による環境汚染を告発したR.カーソンのSilent Spring(沈黙の春)に並ぶ地球環境に関する重大な警鐘に思われた。

だが、この本が出されてから50年近くもたった今、外来生物の問題はなんと凄まじいものになってしまったことだろう。2002年の8月に日本生態学会によってまとめられた「外来種ハンドブック」には、その時点で国外から日本に侵入・定着していると思われる外来生物として、動物だけでも哺乳類29、鳥類39、爬虫類13、両生類3、魚類44、昆虫類415、その他の節足動物42、軟体動物58、その他の無脊椎動物13が掲げられている。しかも、これらの多くは、エルトンの本が出された1950年代以降に進入したと思われるものである。これは世界的に見ても同様だ。そうしてこうした外来種が引き起こすさまざまな問題は、今や地球上の環境問題のもっとも厄介なものの一つとなっている。

思えば、カーソンの「沈黙の春」が世界中に大反響を巻き起こしたのに比べ、エルトンの「侵略の生態学」は、生態学の世界は別として、社会全体が重大な警鐘として受け止める事がなかったのだ。外来種問題に向けて国際社会が本格的に動き出したのは2002年に締結された生物多様性条約の中に外来種への対応

が義務付けられてからの事と言ってよい。

地球上の各地への外来種の大規模な侵入は、19世紀に端を発している。19世紀は、18世紀後半にイギリスで勃興した産業革命が西ヨーロッパに拡大し、近代文明社会が立ち上げられた時期である。そこから始まったのは西欧諸国の世界進出だった。外洋航路、内陸での鉄道、道路等の開発による人と物の輸送が飛躍的に増大し、植民地を核とする近代文明社会の建設が世界各地で始められた。その結果、20世紀には世界の大部分が近代文明の傘の下に収められるに至ったのだった。日本もその例外ではない。



アメリカミンク ©若山公一



アライグマ ©JWRC



オオハンゴンソウ ©JWRC



ウチダザリガニ ©JWRC

そしてこうした過程で起こったのが、意図的、非意図的を含む外来生物の世界各地への侵入だったのである。しかも彼らは近代文明が押し付けた在来の自然の大規模な改変と単純化に乗じて世界各地に定着したのだ。在来の生態系の破壊や競争種の駆逐、疾病の伝播、産業への打撃など、外来種の侵入・定着による諸問題は、近代化という名の文明の均一化の中で引き起こされたものと言ってよい。

こうした外来種問題への緊急な対応策はまず、言うまでもなく彼らの侵入防止と排除である。しかしこの問題のあまりの困難さが、人類全体の頭を悩ませている。

だが、エルトンは外来種問題へのもっとも本質的な対応として、重要な提言をしている。それは在来生物群集の生態的抵抗力を強める事、すなわち在来生物群集の多様性の保護である。そこで彼は在来の生物群集からなる樹木帯と農耕地が複雑に入り組むイングラウンドの田園をあげ、このような環境の保全こそが重要であることを述べている。

今から50年近い前に書かれたエルトンの名著を、私は多くの関係者があらためて読むべきだと思う。幸いにも、日本には川那部浩哉さんたちによる優れた訳書がある。

「ワンダグリンダ・プロジェクト」

釧路湿原自然保護官事務所 自然保護官 山本 豊

釧路湿原では「ワンダグリンダ・プロジェクト」というものが始まっています。



この「ワンダグリンダ・プロジェクト」とは何か?という、釧路湿原で行われている自然再生の取り組みを普及させるために、釧路湿原自然再生協議会で作られた「釧路湿原自然再生普及行動計画」の愛称です。

現在、釧路湿原では自然再生事業という、過去に損なわれた自然を取り戻そうとする取り組みが行われています。この自然再生が目指すのは、この地域に本来生息している生き物たちが絶滅することなく生きていける環境、そして私たちの暮らしに豊かな恵みをもたらす「水と緑の大地」を取り戻すことです。



▲湿原での観察会の様子

一度壊された自然を取り戻すためにはとても長い年

月が必要となるため、釧路湿原の自然再生を成功させるためには、官が主体ではなく、そこに住んでいる地域住民が主体となることが重要となってきます。そのため「ワンダグリンダ・プロジェクト」は、どれだけいろいろな人に参加してもらうか、あるいは、既に釧路湿原に関わっているけれどそのことに気づかずにいる人に、いかに気付いてもらうか、そして、いかにみんなで知識や経験を共有して広げていけるのかが鍵となっています。



▲湿原でのコンサートの様子

自分の生活を振り返ってみて、私も何となく釧路湿原に関係あるのでは?と思った方は、応募・相談は随時受け付けていますので下記の連絡先へ気軽にご相談下さい。

連絡先	釧路湿原自然再生普及行動計画 ワーキンググループ事務局 電話:0154-56-4646 URL: http://kushiro-wetland.jp/wg/
-----	---

「大雪山を支えるパークボランティア連絡会と運営協議会」

上川自然保護官事務所 首席自然保護官 三島 光博

大雪山では、美化清掃、盗採防止、登山道の安全確認等のための地道なパトロールやビジターセンター等での館内解説、自然観察会等のスタッフ協力などをボランティアとして精力的に担うパークボランティア(以下「PV」)が活躍しています。「大雪山国立公園PV連絡会」は、レンジャーやPV相互の連絡調整・親睦等を主な目的として、平成元年に発足した層雲峡・旭岳地区ボランティアレンジャー連絡会と平成4年に発足した東大雪・十勝連峰地区ボランティアレンジャー連絡会が統合されて平成5年に生まれました。現在では、大雪山全域を活動エリアとして会員129名の活動を支える重要な組織になっています。また、同じ平成5年にはPV活動の適切で円滑な運営を図るため、上川・十勝両支庁と1市9町の行政



▲5月13(土)十勝岳温泉 PV分科会の様子

・観光団体等を構成員とした「大雪山国立公園PV運営協議会」が発足しました。PV活動計画の意志決定や運営資金の支出などを担うPV支援組織として、毎年の連絡会の活動をを支える大きな役割を果たしています。

大雪山国立公園は、登山道だけでも40路線を有する全国最大規模の山岳公園ですが、その広大で神秘的な財産をこよなく愛し、後世まで守り育てるこうした支援組織の存在があることはあまり知られていないようです。様々な支援・協力団体がある中で、国立公園及び公園行政を官民一体となって支えるこのような組織もあることを、より多くの方々にご理解願いたく思います。



▲5月13(土)~14(日)十勝岳温泉 PV総会の様子



事業紹介

エコロジカルでささやかな暮らし

NPO法人 当別エコロジカルコミュニティ 代表 山本 幹彦

アメリカの海洋生物学者で「沈黙の春」などのベストセラー作家でもあるレイチェル・カーソン女史は、生まれながらにして人は誰でも自然へのセンス・オブ・ワンダー（自然に対する感動する気持ち）を持っているとの文章を残してくれました。そして、彼女自身も幼いときの自然の中で過ごした日々の思い出が環境問題に立ち向かう原動力になっていると書いています。

自然保護に力を注いだアメリカの国立公園の父と呼ばれるジョン・ミュアも幼いときの自然の中での体験が原点となり、その時の体験があるからこそ環境の変化に気づき、行動につながると書いています。そして2人に共通するのが、誰か大人と一緒にだったということです。カーソンは母親と、ミュアはおじいさんと体験を共有していました。

このように、幼いときの自然の中での体験が環境への気づきや関心と大きな関係があるようです。

NPO法人当別エコロジカルコミュニティ（TEC）の活動もこのセンス・オブ・ワンダーを基本としています。『「知る」ことは「感じる」ことの半分も重要ではないと確信しています。』とレイチェルが書くように、心を動かされて初めて主体的に対象とするものに向かうことになるのです。このような「好奇心」をプログラムのスタートとし、自分自身の好奇心で自然の中へ連れて行ってくれるようにプログラムをデザインしていきます。そして、主体的に活動に関わることで起こってきた気づきや学びを意識化するために、リーダーやメンバーと体験した中身をふり返ります。実は、このふり返りが大切なのです。環境教育というとその活動のメニューばかりが注目されますが、そこから学び



▲子どもたちを対象とした環境教育の様子

につなげていくための子どもたちとの関わりこそが大切なのです。このような学びの手法を「体験学習法」と呼び、子どもたちとの関わりの中から学びを引き出していくことを特徴として

おり、TECではこの部分を大切にしています。

TECの活動フィールドは、事務所のある当別町に広がる北海道民の森での学校の宿泊学習の環境教育プログラム（年間2500名ほどが参加）や環境の村事業を中心に、子どもパークレンジャー事業、文部科学省の委託事業では田んぼでの環境教育プログラムの開発を目指している「あぜ道とせせらぎプロジェクト」のような行政の委託事業、企業とのパートナーシップによる環境教育キャンプ、それに主催事業を含めて環境教育指導者養成事業では北海道だけではなく、本州各地で行っています。指導者養成事業では、代表の山本がProject Learning TreeとProject WILDの日本でのコーディネーターを行っており、また、インタープリティブデザインワークショップをEarth Education代表のスティーブ・バン・メーターさんを日本に招いて行っています。さらに今年からは、北海道での冬水田んぼを試行されている農家さんと一緒に生き物調査を行っていて、この内容を環境教育プログラムとして開発を目指しています。



TECではエコロジーのことを「自然との共生」「公正な社会」「個人の自己実現」と定義し、この3つの目的が達成されたコミュニティ作りを果たす教育の開発と実践を使命としています。たまたま事務所は石狩当別にありますが、使命を果たすためにお役に立てることができるなら、そのフィールドは限っていません。TECにできることがありましたら声をおかけください。皆さんと一緒に活動できることを楽しみにしています。また、TECの活動は以下のホームページでご覧いただけます。そして、関心を持っていただいた方は是非一緒にボランティアとして私たちの活動に加わってみませんか。ご連絡をお待ちしています。

http://www.geocities.jp/tectec_ee



動物愛護管理法が改正されて、飼い犬や飼い猫には必ずマイクロチップを装着しなくてはならなくなったのでしょうか？



「動物の愛護及び管理に関する法律」は、平成17年6月に改正され、平成18年6月1日から施行されました。この改正点の1つとして、危険な動物（特定動物）を飼う場合は原則としてマイクロチップの装着が義務付けられました。さて、ご質問の犬や猫などは危険な動物ではないので、首輪、名札等の方法でも構いませんが、できるだけ耐久性の高い識別器具等を併用していただくことが望まれます。

その点で、皮下に埋め込むマイクロチップは、首輪等のようにとれたりする心配がなく、地震等の災害時に迷子になった時でも発見が容易になり、日本でも徐々に一般的になってきています。

7月~9月のEVENT Information

現時点では日程が未確定なものや、日時・場所が変更される場合がありますので、それぞれの連絡先に直接お問い合わせください。

🏠 稚内自然保護官事務所から ☎0162-33-1100

- 7月下旬~8月下旬 サブレンジャーと自然観察会
実施場所:サロベツ原生花園自然教室周辺
- 9月24日(日) 秋の渡り鳥の観察会
実施場所:幌延町下沼地区周辺

🏠 上川自然保護官事務所から ☎01658-2-2574

- 8月 6日(日) 花園観察会
実施場所:上川町緑岳
- 9月24日(日) ナキウサギ観察会
実施場所:美瑛町白金
- 9月24日(日) 紅葉観察会
実施場所:上富良野町三段山
- 連絡先:上川町かみんぐホール(☎01658-2-2371)

🏠 東川自然保護官事務所から ☎0166-82-2527

- 7月23日(日) 大雪の初夏探訪
実施場所:東川町旭岳温泉~天女ヶ原
- 連絡先:東川町公民館 Tel.0166-82-3200

🏠 上士幌自然保護官事務所から ☎01564-2-3337

- 9月中旬 紅葉観察会
実施場所:トムラウシ山周辺
- 連絡先:新得町役場商工観光課(☎01566-4-0525)

🏠 支笏湖自然保護官事務所から ☎0123-25-2350

- 7月 8日(土)・9月 9日(土) 滝巡り自然観察会
実施場所:支笏湖周辺
- 連絡先:千歳市環境課(☎0123-24-3131)
- 7月30日(日)・8月27日(日) 支笏湖の自然観察会
実施場所:支笏湖周辺
- 連絡先:支笏湖ビジターセンター(☎0123-25-2453)
- 8月 6日(日) 自然公園クリーンデー(清掃活動)
実施場所:支笏湖周辺
- 連絡先:支笏湖自然保護官事務所(☎0123-25-2350)

🏠 洞爺湖自然保護官事務所から ☎0142-76-4877

- 8月19日(土) 登別自然観察会
●連絡先:自然公園財団登別支部(☎0143-84-3141)
- 7月 1日(土)~2日(日) 子どもパークレンジャー
「キャンプをしよう!」
- 9月 9日(土) 子どもパークレンジャー
「サクラマスの遡上を見よう!」
実施場所:洞爺湖財田自然体験ハウス周辺
- 連絡先:NPO法人当別エコロジカルコミュニティ
(☎0133-22-4305 Fax.0133-22-2263)

🏠 川湯自然保護官事務所から ☎015-483-2335

- 7月 8日(土) 子どもパークレンジャー
「国立公園パトロールに出動だ!」
実施場所:川湯エコミュージアムセンター周辺
- 連絡先:申込み:子どもパークレンジャー
東北道事務局(☎015-483-4100)
川湯エコミュージアムセンター内(☎01548-3-4100)

🏠 北海道地方環境事務所から ☎011-251-8700

- 7月20日(木) 温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度説明会
実施場所:函館商工会議所
- 8月 4日(金)~6日(日) 我が家の環境大臣イベント
実施場所:環境広場さっぽろ
- 8月 4日(金) ビジネスセミナー「エコアクション21の活用事例」
実施場所:環境広場さっぽろ
- 8月 7日(月)~9日(水) やってみよう! 環境教育
実施場所:小樽自然の村
- 連絡先:環境対策課(☎011-251-8702)

🏠 釧路自然環境事務所から ☎0154-32-7500

- 9月30日(土) 子どもパークレンジャー「ドングリの森を作ろう!」
実施場所:塘路湖エコミュージアムセンター周辺
- 連絡先:申込み:子どもパークレンジャー
東北道事務局 川湯エコミュージアムセンター内
(☎015-483-4100)

🏠 支笏湖ビジターセンターから ☎0123-25-2453

- 7月 2日(日)・8月 6日(日)・9月 3日(日) 第一発電所まで歩こう
実施場所:支笏湖VCから第一発電所まで
- 7月 9日(日)・8月13日(日)・9月10日(日) 紋別岳まで歩こう
実施場所:支笏湖VCから紋別岳まで

🏠 洞爺財田自然体験ハウスから ☎.Fax0142-82-5999

- 7月16日(日) たからだ自然探険
実施場所:自然体験ハウス周辺
- 8月11日(金)~16日(水) そば打ち・うどん打ち
実施場所:自然体験ハウス
- 8月27日(日) ダッチオープンでピザつくり
実施場所:自然体験ハウス
- 9月17日(日) 芋もちを作ろう
実施場所:自然体験ハウス
- 9月23日(土) ソウベツ川さかなウォッチング
実施場所:自然体験ハウス周辺

🏠 ウトナイ湖野生鳥獣保護センターから ☎0144-58-2231

- 7月16日(日) 第1回ウトナイこども探検クラブ
実施場所:保護センター周辺
- 7月30日(日) 傷病鳥獣救護ボランティア養成講座
実施場所:保護センター
- 8月20日(日) 第2回ウトナイこども探検クラブ
実施場所:保護センター周辺
- 9月23日(祝) 第3回ウトナイこども探検クラブ
実施場所:保護センター周辺
- 9月24日(日) 野鳥識別講座
実施場所:保護センター周辺

🏠 温根内ビジターセンターから ☎0154-65-2323

- 7月 2日(日) 初夏の湿原花ハイク
- 7月23日(日) トンボ&ザリガニウォッチング
- 7月26日(水)~30日(日) ホタルウィーク
- 8月 6日(日) 夏の湿原花ハイク
- 9月10日(日) 初秋の湿原花ハイク
実施場所:温根内ビジターセンター周辺

🏠 塘路湖エコミュージアムセンターから ☎015-487-3003

- 7月22日(土) 夏休み工作 縄文土器工房
- 8月 5日(土) バードテーブルを作ろう
- 9月 9日(土) 親子で作る針穴写真機
実施場所:塘路湖エコミュージアムセンター

北のいきもの事典

「オオジシギ アイヌ語名:チピヤク」

5月のある晴れた午後、釧路市北斗の野生生物保護センターに珍客が現れました。薄茶色いまだら模様的那らは草でできた大きな巣に包まれ、一人の老人とやって来ました。センターの獣医さんに診てもらおうと、それはオオジシギの卵でした。

初夏、大空を喧しく飛び回る姿に「何だ、あの鳥は?」と驚いたのがオオジシギとの出会いでした。他の多くのシギ類と違い、繁殖期に鳴きながら尾羽を振動させ独特な音を出して飛翔(ディスプレイフライト)



▲オオジシギ

するため、すぐに見分けがつかず。

オオジシギは、大きさがハト大かそれより少し小さく、翼を広げると約50cm。開けた草地で、ミミズ・植物・昆虫類などいろいろなものを食べて

生息しています。また繁殖地は世界的にもごく限られた地域で、北海道・サハリン南部・南千島(国後島・色丹島)と、本州北部の高原のみです。北海道では4月中旬～9月上旬に見られ、その後は南半球のオーストラリア南東部やタスマニア島まで、地球の北側から南側へと長い距離を渡って行きます。

越冬地であるオーストラリアでの生息数(15,000～20,000羽)が、ほぼ全世界の総個体数ですが、

環境省レッドデータブック 準絶滅危惧種

その数は年々減少傾向にあるようです。

さて、持ち込まれた卵の話。山菜採りの帰り道、地面に巣があるのを見つけ、「このままではキツネに食べられてしまう」という善意の行動でした。「母鳥が必死になって探しているだろうから元の場所に戻しに行こう」とお願いしましたが、「場所はもう分からない」と言う老人。このままだと卵が死んでしまうので獣医さんと相談し、センターで預かることになりました。孵卵器に入れ転卵して数週間。先週、一羽ずつ順番に孵化し、個体差はありますが今のところ元気に育っています。ただこの先、ヒナ達は無事大きくなれても、果たして自然に帰ることが出来るのかは分かりません。



▲オオジシギの卵

これからの時期、上手に飛べないヒナ鳥に遭遇するかもしれませんが、その時はそっとその場を離れるようにしましょう。

自然との接し方、上手な付き合い方とはどういうことか、改めて考えさせられる出来事でした。



▲オオジシギのヒナ

釧路湿原自然保護官事務所 自然保護官補佐 森永 太一

人事異動

()は旧職名

平成18年5月1日付

- 環境対策課 温暖化対策係長 加藤 泰明(近畿地方環境事務所環境対策課温暖化対策係長)
- 釧路自然環境事務所総務課 長尾 真人(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課)
- 環境省総合環境政策局環境経済課 河瀬 貴広(釧路自然環境事務所総務課)

平成18年7月1日付

- 中部地方環境事務所 長野自然環境事務所長 河本 晃利(北海道地方環境事務所統括自然保護企画官)
- 北海道地方環境事務所 統括自然保護企画官 安田 直人(環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室室長補佐)
- 環境省自然環境局 国立公園課 中山 直樹(釧路自然環境事務所国立公園・保全整備課)
- 自然保護官補佐(アクティブレンジャー)
- 上川自然保護官事務所 長谷川 麻美

表紙写真

撮影場所:西別岳山頂から見た摩周岳
 撮影者:広野 行男(川湯自然保護官事務所)
 解説:西別岳の頂上からは、摩周岳や根釧台地が目の前に広がり、そのスケールの大きさが実感できます。



編集後記

前号の記事に誤りがありました。6ページの写真で、オオワシとオジロワシが反対になっていました。訂正してお詫言いたします。さて、北海道にも本格的な夏の到来です。各地の山岳は色とりどりの花が咲き、多くのイベントが企画されています。家族や友達とハイキングに出かけてみませんか。

発行：環境省

北海道地方環境事務所

〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目1番地 ユーネットビル9階
 TEL(011)251-8700・FAX(011)219-7072
<http://hokkaido.env.go.jp/>

釧路自然環境事務所

〒085-8639 釧路市幸町10丁目3番地 釧路地方合同庁舎4階
 TEL(0154)32-7500・FAX(0154)32-7575